



豊総職第 465 号
令和 5 年 (2023 年) 10 月 4 日

豊中市労働組合連合会
執行委員長 石田 信子 様

豊中市長 長 内 繁 樹



勤務時間に関する事項について (申入れ)

日頃より市政の運営にご協力をいただき感謝いたします。

さて、仕事と家庭の両立支援については、これまで時差出勤、男性職員の育児休業取得の促進、子育て部分休暇の導入、イクボス宣言等の取組を進めてきたところです。

こうした取組をさらに推進するため、時差出勤制度における取得単位を現行の 30 分に加え、15 分単位での取得を可能とする時差出勤制度の拡充を考えています。

職員の勤務労働条件については、これまで「労使協議」を基本に対応してきましたが、上記の趣旨で下記のとおり協議を申し入れますので、早期の解決に向けてご理解とご協力をお願いします。

記

1 時差出勤制度の拡充について

以上

時差出勤制度の拡充について（概要案）

1 目的

子育て・介護に取り組んでいる職員などが働きやすい職場を実現するため、時差出勤の取得単位を拡充し、ワークライフバランスを支援します。

2 制度案

(1) 対象者

正職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員
(現在から変更なし)

(2) 勤務時間

- ① 7時45分から16時15分
- ② 8時00分から16時30分 【新設】
- ③ 8時15分から16時45分
- ④ 8時30分から17時00分 【新設】
- ⑤ 9時00分から17時30分 【新設】
- ⑥ 9時15分から17時45分
- ⑦ 9時30分から18時00分 【新設】
- ⑧ 9時45分から18時15分

(3) 手続き

希望する職員は、公務の運営に支障が生じないと所属長が判断した場合、前日までの協議により利用できる（現在の一週間前までの協議から柔軟化）。

(4) その他

早出勤時の時間外勤務について、公務の運営上必要な場合は命令することができる。ただし、職員の健康管理には十分留意をすること。

3 実施時期

令和6年4月1日より実施
(令和6年3月、庁内周知)